

三総第125号の2
令和元年7月23日

三田市議会議長

厚地 弘行 様

三田市長

森 哲 男



「議会報告会」における要望事項について

令和元年6月17日付三議第165号にて要望のありました見出しの件につきまして、別紙のとおり回答します。

記

【要望事項】

市ホームページの動画で情報を発信する場合は、手話通訳等をつけることを要望します。

【回答】

現在、市ホームページに掲載している市政情報の発信を主な目的とした動画につきましては、手話通訳やテロップ等をつけて発信しているところです。

今回、議会報告会においてご意見をいただいた方と市とで発言された主旨をおたずねする機会を持ちましたところ、手話による市政情報の発信機会の拡大を望まれていたため、現在、具体的な内容や方法について検討し、準備を進めているところです。

【要望事項】

近隣市町の状況や本市のコミュニケーションに関する他制度の状況を踏まえ、本市の意思疎通支援者派遣制度の公費負担の範囲について検討されることを要望します。

【回答】

手話通訳者及び要約筆記者を派遣する意思疎通支援者派遣制度につきましては、障害者差別解消法の主旨に基づき、会議やイベント等の主催者が合理的配慮の提供として、主催者が費用負担することを基本原則としており、主催者負担による通訳者の設置がなされない場合に、費用負担を聴覚障害者に求めるのではなく、公費により負担する制度となっています。

この度、近隣市町の公費負担範囲の状況を確認したところ、本市と同程度の市、及び本市よりも範囲が広い市は同数であり、本市よりも範囲が狭い市町もありました。

また、障害福祉に関する多くのサービスは、本人負担が原則1割負担であるものの、意思疎通支援者派遣制度において公費負担する場合は、全額を公費負担し、本人負担は求めない制度となっています。

これらのことから、本市における意思疎通支援者派遣制度の公費負担の範囲につきましては、現在の基準を維持していきたいと考えます。

〈問い合わせ〉

市ホームページの動画

・・・市長広報室 秘書広報課 広報係 (Tel:079-559-5040)

意思疎通支援者派遣制度について

・・・福祉共生部 共生社会推進室 障害福祉課 (Tel:079-559-5075)